

議案第73号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
とおり制定する。

令和4年12月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 4 新居浜市職員の給与に関する条例附則第18項の規定に基づく措置及び規則その他の規定に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。
- 5 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(新居浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第34号)

の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ の $\frac{1}{1}$ に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)」を「職員」に改め、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 新居浜市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を「職員」に改め、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 新居浜市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員」に、

「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 新居浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、同条第3号中「第10条第2号において」を「以下」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「職員」に改める。

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号及び第20条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用さ

れた職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数）を乗じて得た額とする。

第5条第12項中「かかわらず、その者」を「かかわらず、当該育児短時間勤務職員等」に、「又はその者」を「又は当該育児短時間勤務職員等」に、「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（平成7年条例第2号。以下「勤務条件条例」という。）」を「勤務条件条例」に、「定められたその者」を「定められた当該育児短時間勤務職員等」に、「あつては、その者」を「あつては、当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該任期付短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務条件条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、当該任期付短時間勤務職員の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数）を乗じて得た額とする。

第10条第1項第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「相当する額（以下）」を「相当する額（以下この号において）」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第3号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「及び短時

間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「及び短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第1項」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第1項中「育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第8条」を「第5条第1項から第10項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第20項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 新居浜市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第26号）第9条の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 新居浜市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

20 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項

の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

25 育児短時間勤務職員等に対する附則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例

(昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第17条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第18条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(新居浜市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 新居浜市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法

律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。）とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第４条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第２条第２項の規定の適用については、同項第１号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第５条の規定による改正後の新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定を適用する。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第６条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新居浜市職員の給与に関する条例第４条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第３項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前

再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新居浜市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第22条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新居浜市職員の給与に関する条例第5条第1項、第2項、第5項及び第7項から第10項まで、第8条、第9条、第9条の3、第11条の2並びに第21条の2並びに新給与条例第5条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第18項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部

改正に伴う経過措置)

第7条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の2及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第3条の3から第4条の2まで及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するため、本案を提出する。